

本部等の廃止等について

〔平成19年12月28日〕  
閣 議 決 定

- 1 アクション・プログラム実行推進委員会の設置について（平成5年8月13日閣議決定）の一部を次のように改正する。  
第3項中「内閣官房副長官（事務）及び」を削り、「内閣官房長官」を「内閣官房副長官（事務）」に改める。
- 2 平成6年7月15日の閣議決定により設置された対日投資会議は、これを廃止する。
- 3 平成7年11月17日の閣議決定により設置された沖縄米軍基地問題協議会は、これを廃止する。  
なお、沖縄米軍基地問題協議会がこれまで決定した事項等については、沖縄政策協議会に引き継がれるものとする。
- 4 政府調達苦情処理推進本部の設置について（平成7年12月1日閣議決定）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
政府調達苦情処理推進会議の設置について  
本則中「本部長」を「議長」に、「本部」を「会議」に改める。  
「本部長 内閣官房長官  
第1項第2号中 副本部長 内閣官房副長官（事務）を  
内閣府事務次官  
本部長 内閣官房副長官補 」  
「議長 内閣府事務次官  
議員 内閣官房内閣審議官」に改める。  
第1項第5号中「別に定める。」の次に次のように加える。  
なお、これまで政府調達苦情処理推進本部及び同本部長が決定した事項等については、会議及び議長に引き継がれるものとする。
- 5 沖縄政策協議会の設置について（平成8年9月17日閣議決定）の一部を次のように改正する。  
第1項中「現状を踏まえ」の下に「、沖縄県に所在する米軍の施設・区域

に係る諸問題に関し協議し、また」を加える。

第2項中「ただし」の下に「、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する構成員による協議の場を設けることができる。また」を加え、

「内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

内閣官房長官

」を

「内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）」に改める。

第3項中「内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が主宰する」を「内閣官房長官が主宰し、必要に応じ、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が代行する」に改める。

第5項及び第7項中「協議会が定める」を「内閣官房長官が定める」に改める。

- 6 平成14年11月12日の閣議決定により設置された産業再生・雇用対策戦略本部は、これを廃止する。